

6. 計画の対象期間

公共施設等総合管理計画の対象期間は、平成30(2018)年度から平成70(2058)年度までの40年間を対象期間とします。

なお、当組合の財政状況、制度改正や社会情勢の変化などによって計画を見直す必要が生じた場合は、必要に応じて適宜見直すこととします。

7. 公共施設等の中長期的な経費の見込み

総務省は地方公共団体への技術的支援策として、「公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）の策定にあたっての指針」を発出し、総合管理計画へ記載すべき事項や留意事項を示したほか、総務省が監修した公共施設等更新費用試算ソフトをホームページ上で公開しました。

このソフトは、「将来の公共施設等の更新費用を推計するにあたり、物価変動率、落札率、国庫補助制度の変更等様々な変動要因がある中、試算方法の複雑化を避け、地方公共団体の規模に関わらず簡便に推計でき、かつ、その試算方法が理解可能なものとして、将来の財政運営の参考にできるものとする。」ことを重視しており、全国公共団体の使用に供するためのフリーソフトとして頒布されたものです。また、入力データは、公共施設の延床面積や財政状況調査の決算書類など、各地方公共団体が容易に入手でき相互に比較可能な保有データを用いることとしています。

当組合は総合管理計画を策定する上で、これらの考え方にに基づき開発された「平成28年版 公共施設等更新費用試算ソフト(以下「試算ソフト」という。)」を活用して、公共施設等(ハコモノ)の中長期的な経費の見込みを推計します。

なお、将来更新試算ソフトに用いるデータは、試算ソフト仕様書の記入要領を主に参考としています。

(1) 将来更新費用の推計方法

①公共施設等(ハコモノ)の分類

試算ソフト仕様書に基づき以下の分類とします。

大分類	中分類	施設名称
行政系施設	消防施設	消防署、分署・出張所、訓練塔、防災センター、備蓄庫
その他	その他	職員住宅(消防職員待機宿舎)
社会教育系施設	博物館等	美術館

※試算ソフト仕様書(分類表)によると、「気仙沼・本吉広域防災センター」は「その他行政施設」の分類となり、「気仙沼消防署」は「消防施設」の分類となる。しかし、当該施設は合築による1棟の複合施設のため、仮に分類表に従うと面積按分による別棟扱いとせざるを得なくなる。また、このことを機能面や日常的な活動状況に照らしても、現実には即した管理区分として適さない。よって、当組合の場合は当該施設を「消防施設」として統合した。(気仙沼・本吉広域防災センター備蓄庫も同様に「消防施設」として分類。)

②推計条件

試算ソフト仕様書に基づき以下の推計条件とします。

- 対象とする公共施設等は建築物1棟単体とし、年度、建替え・大規模改修(以下「更新」という。)を基本項目として推計
- 単年度に負担が集中せず分散軽減できるよう、建替え期間3年・大規模改修期間2年・積み残し処理期間(更新期間超過後)10年に標準設定
- 更新年数の経過後も現在と同等の延床面積で更新すると仮定
- 将来更新費用＝延床面積×更新単価
- 推計する更新費は調査年度から40年度分の固定費

③建替えの初期設定値

試算ソフト仕様書に基づき以下の初期設定値とします。

- a 公共施設等の耐用年数は、算定の複雑化を避けるため標準的な耐用年数（日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」）とされる60年に統一
- b 行政系施設・社会教育系施設の更新単価は40万円/m²
- c その他（職員住宅）の更新単価は36万円/m²

④大規模改修の初期設定値

試算ソフト仕様書に基づき以下の初期設定値とします。

- a 公共施設等の更新年数は算定の複雑化を避けるため、建物附属設備等の耐用年数（概数）15年×2期を仮定して30年に統一
- b 行政系施設・社会教育系施設の更新単価は25万円/m²
- c その他（職員住宅）の更新単価は20万円/m²

(2) 将来更新費用の推計結果

当組合の平成30年度以降の将来更新費用は、建替えの対象施設が12施設で更新費は37億600万円、大規模改修の対象施設は全18施設で更新費は約29億3,600万円となり、その推計結果は計66億4,200万円となりました。

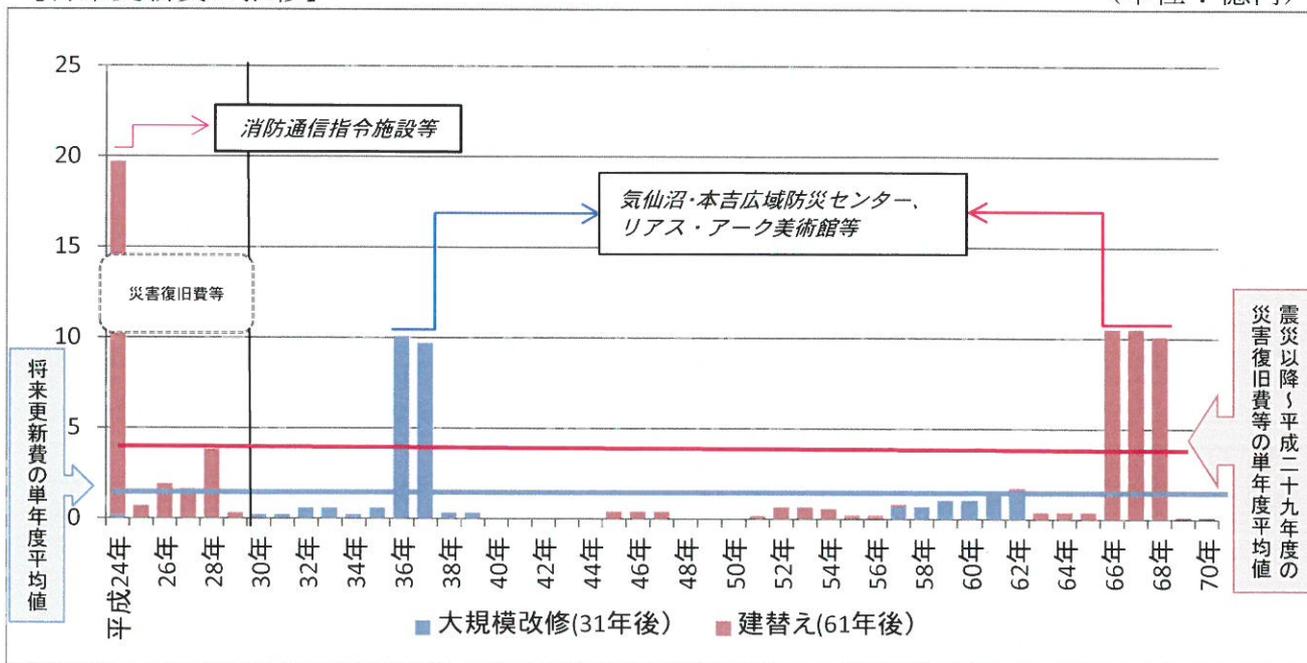
【推計値】

(単位：億円)

大分類	建替え		大規模改修	
	棟数	更新費	棟数	更新費
消防施設等	6	16.23	12	16.43
その他（消防職員待機宿舎）	5	2.43	5	1.43
社会教育施設	1	18.40	1	12
40年間の将来更新費	12	37.06	18	29.36
単年度平均値				66.42
直近10年間の将来更新費				1.66
単年度平均値				23.07
				2.31

【将来更新費の推移】

(単位：億円)



※横朱線→震災以降～平成29年度までの災害復旧費等の平均投資額4.69億円（平成23年度はハコモノ等への投資はなく29年度は予算額）

(3) 長寿命化による将来更新費の推計 (参考)

当組合の公共施設等の将来更新費用は、前記(2)のとおり66億4,200万円の推計結果となりましたが、今後の大規模改修期等に、長寿命化を施すための工事を組入れることで施設の延命化に資するものと想定し、建替えの耐用年数を80年に設定し更新単価を2割増しに入替えるなどして、再度、将来更新費を推計しました。

その結果、当組合の平成30年度以降の将来更新費用は、建替えの対象施設が1施設で1億2,600万円、大規模改修の対象施設は15施設で更新費は32億円で、推計結果は計33億2,600万円となり、標準設定値よりも約49.9%減の低減効果が見込まれると推計されました。

【入替え初期設定値】

(単位：億円)

大分類	建替え				大規模改修			
	標準(初期設定値)		長寿命化		標準(初期設定値)		長寿命化(2割増)	
	耐用年数 (年)	更新単価 万円/m ²						
消防施設等	60	40	80	40	30	25	40	30
消防職員待機宿舎		36		46		20		24
社会教育施設		40		40		25		30

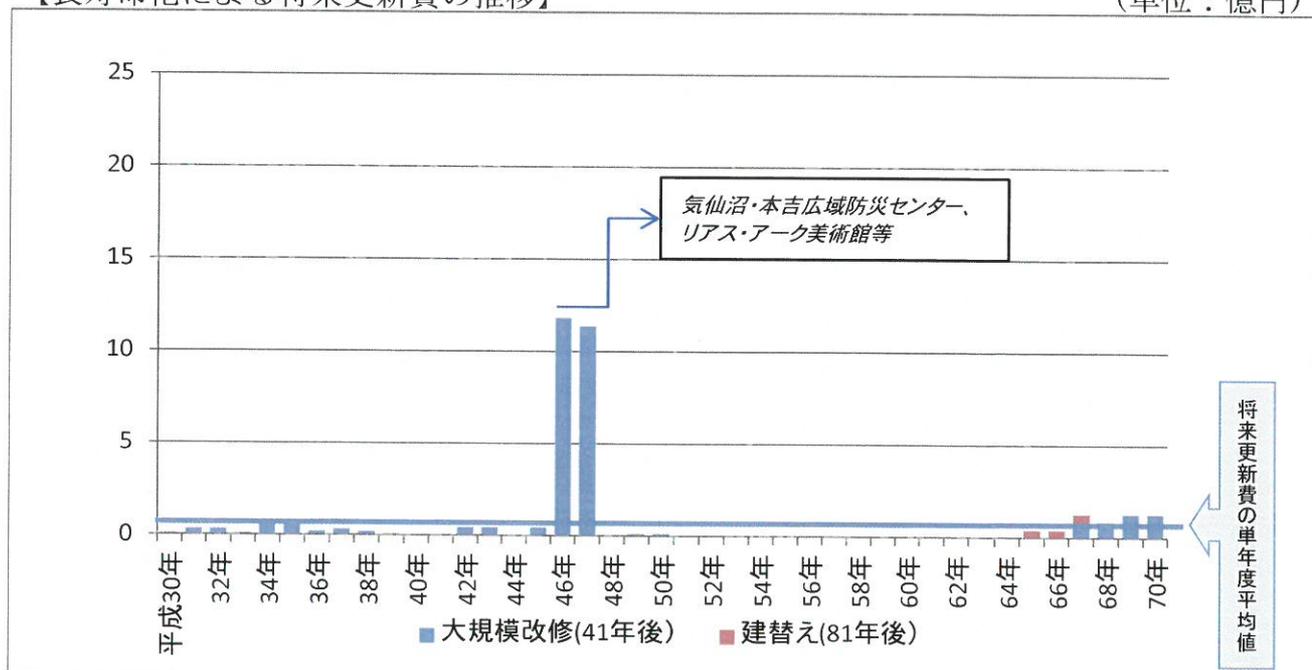
【推計値】

(単位：億円)

大分類	建替え		大規模改修	
	棟数	更新費	棟数	更新費
消防施設等	1	1.26	9	16.49
その他(消防職員待機宿舎)			5	1.71
社会教育施設			1	13.80
40年間の将来更新費	1	1.26	15	32.0
単年度平均値				33.26
直近10年間の将来更新費				0.83
単年度平均値				2.86
				0.29

【長寿命化による将来更新費の推移】

(単位：億円)



第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1. 現状や課題に関する基本認識

当組合の公共施設等（ハコモノ）の標準的な将来更新費は66億4,200万円と推計されますが、その基本となる建設費は、これまで関係市町の財政負担による「分担金及び負担金」や「組合債（元利償還金）」、及び国・県からの「補助金」などによって賄われてきました。加えて被災庁舎等の復旧を主な要因とする災害復旧費では、平成28年度までの歳出決算累計が29億4,354万円に昇り、その内91.5%（26億9,243万円）が国の補助対象事業費となっています。

このように依存的な財源等を事業費の柱とする当組合の財政構造において、経済情勢の低迷や少子高齢化などにともない関係市町の税収等が厳しくなる現実に照らすと、過年度投資に見合う多額の将来更新費の捻出は、極めて困難な状況となることが予想されます。

現在、当組合の共同処理事務は広域消防と社会教育等の分野を軸としていますが、その活動拠点となる公共施設等の適正配置や安定した機能性の確保は、圏域住民へ行政サービスを提供する上での根幹的な要件となります。

したがって、これらの現状や課題と向き合いながら慎重な議論を深めたうえで、総合的かつ計画的な公共施設等の維持管理・修繕・更新等を効率的に実現し、行政サービスの水準を維持していくことが必要となります。

2. 公共施設等の管理に関する基本的な方針

今後の公共施設等を取り巻く状況と時代の変化に対応して、圏域住民の財産である公共施設等を有効に維持・管理していくために、以下の5項目を「基本的な全体方針」とします。

【基本的な全体方針】

個別施設計画の策定

- 現有施設の個々の分析を行い対応を検討。
- 各分類毎に財政的に可能な計画策定を目指す。
- 既存の個別施設計画は必要に応じて見直す。

公共施設等の長寿命化

- 長期利用予定施設の特定と計画的修繕の実施。
- 施設の適切な点検・診断の実施と予防保全型維持管理への転換による長寿命化の推進。

公共施設等の時代に即した更新等

- 施設の大規模改修や更新（建替え）等は、規模の大型化を求めず、可能な限り創意工夫を凝らすことで十分な機能を確保できるよう努める。
- 「スクラップ&ビルドの原則」を重視し、住民ニーズに対応した施設の更新等を実施。

公共施設等の適性化

- 未活用資産の処分を積極的に推進。
- 将来的な人口態様に応じた施設の適正配置の検討。

歳入の確保・歳出の削減

- 国（県）補助金・交付税（※1）・地方債の有効活用。
- 適切な施設利用料の設定。
- 民間委託等による維持管理コストの削減。PPP/PFIの検討。

（※1）交付税措置は、当組合の対象事業に係る関係市町の財政負担に対して関係市町へ交付される。

(1) 点検・診断等の実施方針

公共施設等を保全し管理するうえで、日常的・定期的に点検・診断等を滞りなく実施し、さらに、臨時的・緊急的な点検・診断等が生じた場合にはこれを含めて、個別施設ごとの履歴情報を幅広く集積したうえで分類整理することが重要です。

当組合では、その蓄積情報を別に定める個別施設計画に反映し、公共施設等の維持管理、修繕、更新等へ向けた老朽化対策等に有効活用します。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

今後も継続して行政サービスを圏域住民に安定的に提供するためには、限られた財源の中で、公共施設等の維持管理、修繕、更新等を効果的かつ効率的に実施する必要があります。

そのためには、故障等の不具合が生じてからではなく、前記「(1)点検・診断等の方針」に基づく履歴情報を活かした、総合的かつ計画的な予防保全型の管理体系へ転換を図る必要があります。

これにより予期せぬ不具合に対応するための時間や費用を抑え、安全で快適な利用環境を維持しながら公共施設等を長寿命化へ導くことで、ライフサイクルコスト（生涯費用）の縮減や平準化を図ります。また、あわせて受益者負担等に係る使用料などについても、適切な料金設定のもとで歳入の確保に努めます。

設備機器等の維持管理・修繕（入替えを含む。）については、関係法令等を遵守し適切に対応するとともに、機械による無人化・省エネ型設備の導入等を検討し、加えて民間の専門的な技術やノウハウを利活用しながら、ランニングコスト（維持管理費用）の低減を図ります。

公共施設等の更新等（大規模改修・建替え）については、耐用年数や利用状況などを的確に把握し、その適正配置・規模等について、総合的な検討を行ったうえで方針決定するものとします。

なお、公共施設等の適正配置については、後述の「(6)統合や廃止の推進方針」に基づき、当組合独自の完結を目指すことなく、関係市町の意向を重視した十分な協議のうえで方針決定するものとします。

また、これらの更新等に当たっては、圏域住民の行政需要を踏まえ、最大限の工夫を凝らすなどして規模に頼らない機能性を確保し、国・県の各補助制度や交付税措置を積極的に活用し財源の確保に努めます。

各インフラについては、個別施設計画に基づいた修繕・更新等を計画的に実施することで、住民生活に支障を生じさせない老朽化対策と安全管理を推進します。

PPP/PFI手法における民間活力の導入については、圏域住民から共同処理事務を負託されている一部事務組合の特質上、慎重を期す必要がありますが、真に当組合の財政負担の軽減につながり、サービスの向上に資するものについては、その手法を検討します。

(3) 安全確保の実施方針

当組合の公共施設等は、広域圏発足時・高度成長期・震災以降の三世代に大別され、老朽化のピークに偏りが生じることから、前記(1)・(2)の方針を具現化することで、現有施設の継続的な安全性を確保することが優先課題となります。

また、点検・診断等の結果、危険性が認められた公共施設等については、速やかに使用中止・立入禁止の措置を講じ早期に修繕等を施すことで、人的・物的事故の防止に努め、用途廃止等の建物については、長期間の放置による事故等を防止するために速やかな解体・撤去を原則とします。

なお、昨今のエレベーター事故に象徴されるような、設備等の欠陥による事故が確認された場合は、当組合が所有する類似設備についても、速やかに緊急点検や診断等を実施して使用中止の措置を講じるなど、施設利用者や圏域住民、組合職員の安全性を最優先に対応します。

また、安全性を確保するための対策を施す際、施設利用者や圏域住民に周知するなど、各インフラ管理者としての責務に努めます。

(4) 耐震化の実施方針

当組合は、災害時における拠点施設としての機能を確保すべく、耐震化に取り組んでいますが、今後も国が定める耐震基準を遵守し、未了の公共施設等については診断結果に基づく適切な対策を講じます。

(5) 長寿命化の実施方針

当組合の適正配置と位置付けられた公共施設等については、機能性の回復などを主な目的とした大規模改修等に合わせ、構造的な補修・補強工事等を可能な限り取り込むことで長寿命化を推進します。

(6) 統合や廃止の推進方針

当組合が、関係市町の市町合併によって承継した公共施設等の設置数に変動はなく、東日本大震災で被災した消防庁舎の移転・新築においても、旧庁舎の比較的隣に災害復旧事業として適正配置されたことによって、現在、公共施設等の重複や偏りの問題は抱えていません。

しかしながら、今後は、将来の人口動態、社会情勢及び財政状況を踏まえた中長期的サイクルの中で、時代の変化に即した公共施設等の適正配置について、規模の継続・縮小、類似施設等との集約・統廃合・複合化なども視野に入れて、幅広く検討することが求められています。

なお、これらを踏まえた公共施設等の新たな配置の検討にあたっては、当組合独自で完結を目指すのではなく、「普通地方公共団体の事務の一部を共同処理する。」という一部事務組合の設立目的を踏まえ、関係市町の意向を尊重し慎重な協議のうえで方針決定します。

また、老朽化などによる大規模改修等で将来的な費用対効果が見込めず、各インフラ管理者に用途廃止が最善と判断された公共施設等は、速やかに関係市町等と協議し、その結果、当該施設を解消するとの決定に至った場合は、建物を解体・撤去し、跡地となった借受用地は関係市町へ返還するものとします。

(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公共施設等の財産管理は、これまで事務局が一元的に台帳管理等を行ってきましたが、現状として施設類型ごと（消防施設、社会教育施設）の蓄積情報が限定的であったことから、情報の共有化と体系化が課題となっていました。

そこで当組合は、国の指針等に基づき、ハード・ソフト両面による公共施設等の現状を共有化し、全庁的な取組体制の中で総合管理計画を戦略的に推進する仕組みとして、「（仮称）公共施設等マネジメント検討委員会」を庁内に組織します。

3. フォローアップの実施方針

(1) 個別施設計画の進行管理

当組合は、財政状況や制度改正及び社会情勢の変化などによって、総合管理計画を見直す必要が生じた場合は、適宜見直しを行うこととします。

また、今後策定予定の個別施設計画では、下記の4つの視点による「PDCAサイクル」を進行管理の過程に取り込むことで、継続的な点検・評価等を随時、計画に反映していきます。

PDCAサイクル

Plan (計画) ⇒ Do (実施) ⇒ Check (点検・評価) ⇒ Action (見直し) ⇒

なお、計画の見直しにあたっては、組合組織内における検討はもとより、圏域住民、組合議会、関係市町へ報告・公表・意見聴取などを行い、理解が得られるよう努めます。

【PDCAサイクルに基づく公共施設等の維持管理・運営の推進イメージ】



4. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

(1) 推進体制の整備

当組合は、前記「2(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針」に基づき、「(仮称) 公共施設等マネジメント検討委員会」を庁内に組織して総合管理計画の推進体制を構築します。なお、組合全体における「推進体制の統括イメージ」は次ページのとおりとなっています。

(2) 情報公開による問題意識の共有化、住民協働と官民連携の推進

当組合は、保有する施設の現況や本計画に関する情報を開示して、圏域住民と問題意識を共有し、理解と協力のもとに、今後策定する個別施設計画に基づく各施設の維持管理・更新等に向けた取組を円滑に推進します。

個別施設計画の策定にあたっては、当組合が所管する業務の専門性や特殊性から、施設類型(消防施設、社会教育施設)ごとの当該計画を策定することとし、他の広域市町村圏等の先進事例、民間事業者の専門的な技術やノウハウなども柔軟に取り入れて、幅広く検討します。

公共施設等の整備にあたっては、将来世代に過度な負担を強いることのないよう消防施設においては安全性と機能性を確保しつつ、適切なコスト管理と計画的な維持管理による「長寿命化」と、将来需要を見通した適正配置を図り、美術館においては来館者の満足度に意を用い、時代の要請に対応した魅力ある公共施設として「サービス提供」を続けるため、長期的視点に立って費用対効果に優れた取組を進めます。

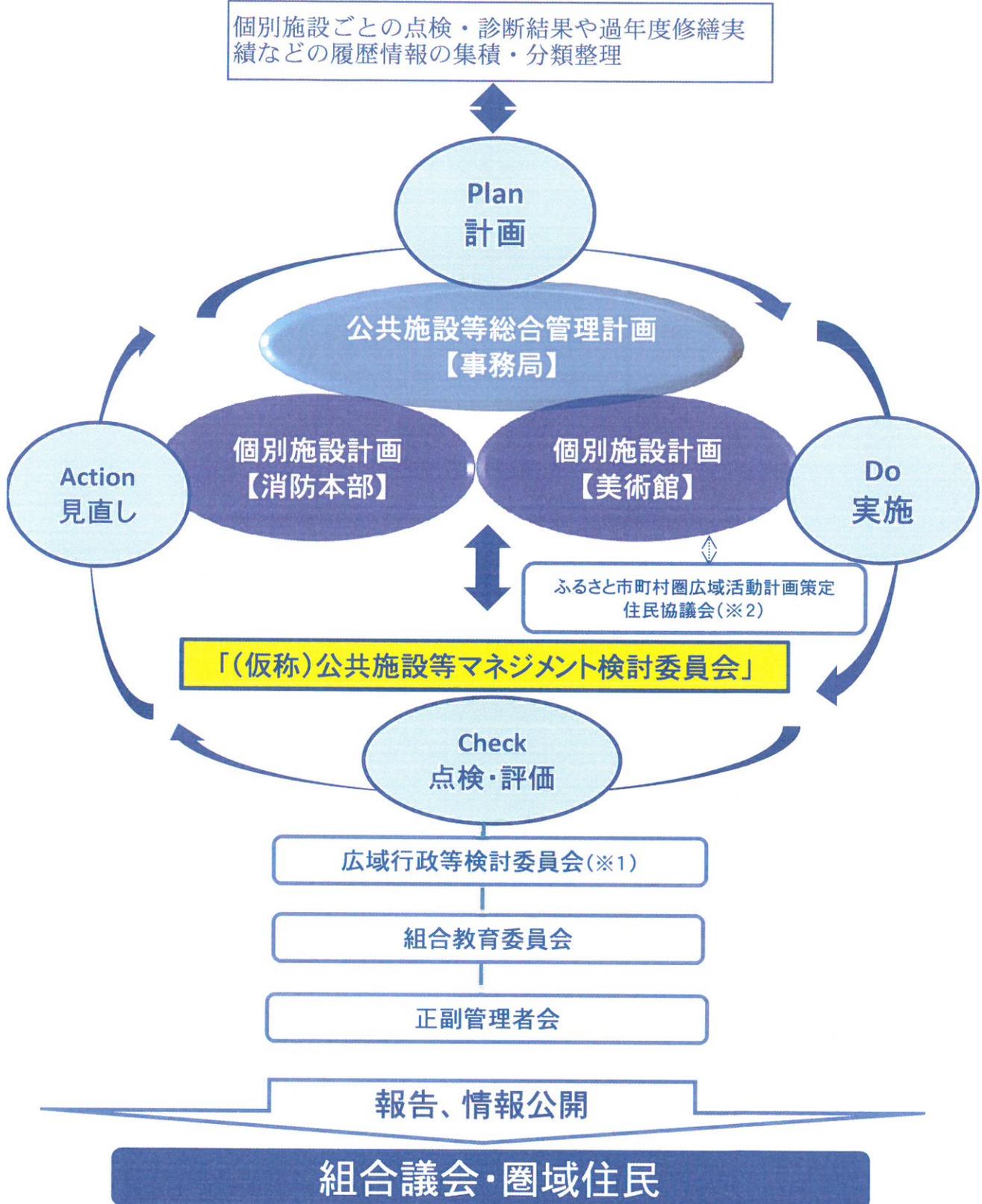
なお、公共施設等の維持管理については、コスト削減やサービス向上を目指し効果が期待できる民間委託などの官民連携手法の実施に努めます。

(3) 新地方公会計制度改革の取り組みとの連携

現在、当組合は新地方公会計制度に係る固定資産台帳を作成し、財務4表の調製を進めています。

この財務諸表では個別施設ごとのコストを見える化することが作成方針に定められていることから、その分析結果を検討したうえで、今後の公共施設マネジメント等への有効活用を図ります。

【推進体制の統括イメージ】



(※1) 広域行政等検討委員会

気仙沼・本吉圏の関係市町の主管課長、組合事務局・消防本部・美術館の各職員で構成され、組合の課題と将来的な展望（方策）等を調査・研究するための組織。

(※2) ふるさと市町村圏広域活動計画住民協議会

リアス・アーク美術館の事業計画となる「ふるさと市町村圏計画広域活動計画」を策定するにあたり、広く圏域住民の意思を計画に反映するための組織で、当該計画に登録されたハード事業の一部が個別施設計画の上位計画となる。

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

施設類型ごとの現状や課題などの特質を踏まえ、以下の基本方針に基づき個別施設計画を策定するものとします。

1. 消防施設等類型

【大分類・行政系施設】

中分類		施設数	延床面積 (㎡)
消防施設		11	6,572.6
	気仙沼・本吉広域防災センター、 気仙沼消防署（複合施設）	1	2,981.4
	消防署・分署・出張所	6	2,857.8
	備蓄庫・訓練塔（併設施設）	5	733.4
現状・課題	<p>◎現状： 東日本大震災で被災した施設のうち古町・唐桑・歌津出張所は復旧済みで、残る南三陸消防署も現在移転・復旧事業が進行中です。 本吉分署は震災による津波被害はありませんが、昭和48年の建築物であり、震災以前から基礎や建物に亀裂等が生じており、それが震災によりさらに進行したものの、耐震診断で耐震性能を満たしているとの判定を受けています。</p> <p>◎課題： 本吉分署は耐震性ありと判定されましたが、老朽化に加え敷地・車庫・庁舎内スペースの狭隘さ等により、早期の対応を必要とする状況にあります。 大島出張所に関しても耐震診断を実施する必要がありますし、その後の地域の変化等によってはさまざまな検討が必要となることも考えられることから、総合的に判断するとともに、個別かつ慎重に取り組んで行く必要があります。</p>		

①点検・診断

経過年数・規模・構造・使用形態等が一樣でないことから、それぞれの施設に適した点検・診断を行います。また所属職員による日常点検や消防本部による定期点検に加え、適宜臨時点検等も行いながら点検・診断に取り組みます。

②維持管理・修繕・更新等

不具合等が発生した場合には、適宜修繕を行います。点検結果や修繕履歴等を踏まえ、優先度を判断し、計画的に維持管理・修繕・更新を行います。

③安全確保

点検・診断等の結果に基づき修繕等を行います。また高度の危険性が認められた場合には速やかに対処し、危険性を適切に除去して、来庁者及び職員の安全性確保を最優先するとともに、施設の機能を維持します。

④耐震化

大島出張所は軽量鉄骨造（一部木造）平屋建てですが、旧基準による建築であることから耐震診断を実施し、災害時に防災拠点としての機能を確実に果たすことができるよう、取り組んでいきます。

⑤長寿命化

今後も各種点検等を継続するとともに、各施設に応じた目標耐用年数を設定し、施設や設備等の耐用年数等も考慮し、可能な限り補修・補強を行いながら、保全計画に基づき長寿命化を推進します。

⑥統合や廃止

地域の安全・安心を維持しながら、今後の人口動態などさまざまな状況の変化を総合的に勘案し、時代の変化に即した対応を検討していきます。

⑦管理体制

今後も適切な維持・管理を継続するとともに、組合事務局と連携し管理体制のさらなる強化に努めます。

【大分類・その他】

中分類	施設数	延床面積 (m ²)
その他 (職員宿舎)	5	713.2
現状・課題	<p>◎現状： 消防職員待機宿舎は気仙沼、本吉、唐桑、南三陸にあり、建設時期や構造、規模、入居状況等は一様ではありません。 組合発足当初、火災等の災害対応力を確保するために建設されましたが、現在は職員の能力や居住地が均一化し道路整備が進んだことなどから、近年、入居者がいない宿舎もあります。</p> <p>◎課題： 建設から35年以上経過し老朽化が進んでいる施設が多く、ほぼ同時期に建設された歌津出張所待機宿舎は、既に解体・撤去工事に取り組んでいます。 現在、複数の入居者がいる宿舎もありますが、老朽化や近年入居者がいないことなどから、今後、廃止も含め検討を進めて行く必要があります。</p>	

①点検・診断

消防本部が適宜巡回等により点検・診断を実施しますが、入居者が居る待機宿舎については、入居者自身による日常的な点検も加え、総合的に点検・診断を実施して行きます。

②維持管理・修繕・更新等

不具合等が発生した際、入居者が居る場合には、当該入居者と協議・調整しながら適宜修繕を行います。また点検結果・修繕履歴等を踏まえ優先度を判断し、維持管理・修繕を行います。

③安全確保

各種点検・診断等結果に基づき修繕に取り組みます。また高度の危険性が認められた場合には、速やかに修繕し、危険性を適切に除去して入居者及び施設周辺の安全確保を最優先します。

④耐震化

南三陸消防署職員待機宿舎のみ耐震化以前の建設であります。老朽化等を踏まえ個別計画の中で検討します。

⑤長寿命化

今後も各種点検を継続するとともに、経過年数等も考慮しながら、各宿舎ごとに適切な管理を行い設備の保全に努め、長寿命化を推進します。

⑥統合や廃止

譲渡の可能性を含めた統廃合も視野に入れつつ、各種状況変化等も考慮し、構成市町と十分に協議を進めながら総合的な判断を行います。

⑦管理体制

入居者が居る施設に関しては、点検を含めた日常管理等については入居者の協力を得、かつ連携しながら、消防本部が主体となって管理を実施して行きます。

【大分類・インフラ等】

中分類	施設数(局舎・基地局・中継所等)
消防施設・設備 (消防通信指令施設等)	5
現状・課題	<p>◎現状： 防災センターを除き、3基地局、1中継所、1監視所があります。これらの中には、消防救急デジタル無線システム整備時に新築した3施設の他に、テレビ局が建設・使用していた建物（ハコモノのみ。）を譲り受け利用している施設も2箇所あり、建設時期・構造・規模も様々です。各施設には高さ9メートルから35メートルの鉄柱または鉄塔が併設されています。</p> <p>◎課題： 建設時期は一様ではなく46年経過している施設もあります。また、施設はほとんどが山頂にあることから、常に厳しい気象状況にさらされています。</p>

①点検・診断

施設は、ほとんどが山頂に設置されていることから日常的な点検はできませんが、遠隔システムによる各種点検機能を有していることに加え、年2回、通信指令課員による施設本体の詳細な点検を実施しています。今後もこの点検を継続し、診断に取り組みます。

②維持管理・修繕・更新等

防災活動上、非常に重要な施設であることから、不具合や故障が発生した場合には、速やかに修繕等を行い、機能の維持に努めます。各種点検結果や修繕履歴等を踏まえ優先度を判断し、計画的に維持管理・修繕・更新を行い、トータルコストの縮減・平準化にも取り組みます。

③安全確保

点検・診断等の結果に基づき、修繕等に取り組みます。また高度の危険性が認められた場合には速やかに対処し、危険性を適切に除去して施設周辺の安全性確保を最優先します。

④耐震化

防災・災害対応の重要な拠点であり、その機能を適切に発揮するためには十分な耐震性が必要であることから、未了の2施設の診断実施を検討します。診断の結果、耐震性能が不十分な施設については、耐震改修工事、建替え等の検討を行います。

⑤長寿命化

今後も各種点検等を継続するとともに、各施設に応じた目標耐用年数を設定し、施設や設備等の耐用年数も考慮し、可能な限り補修・補強を行いながら、保全計画に基づき長寿命化を推進します。

⑥統合や廃止

当消防救急デジタル無線システムの構築にあたっては入念な調査や検討を行い、最も効率的なシステムとしたことから、統廃合は想定していません。

⑦管理体制

施設の建物については消防職員による定期的な点検を、また、施設内部の無線機器等については保守点検委託業者が、自家発電装置等については保守点検委託業者のほか、電気保安管理委託業者がそれぞれ定期的に赴き点検し、その報告に基づき消防本部が管理しています。今後もこれらの点検を継続するとともに、各署所とも連携しながら、消防本部通信指令課が計画的かつ総合的に管理を行い、機能を維持します。

【大分類・インフラ等】

中分類	船隻数	構造
消防設備 (船舶)	1	アルミニウム合金
現状・課題	<p>◎現状： 東日本大震災で被災した先代「あさぎり」に代わり、平成25年3月に現在の「あさぎり」が就航しました。大島浦の浜漁港に設置した浮棧橋に係留し、運航・管理を行っています。</p> <p>◎課題： 大島架橋供用開始後の取扱いについては、現在検討中です。</p>	

①点検・診断

運航に当たる船舶免許保有職員による毎日2回の点検に加え、整備計画に基づき年1回上架し、専門業者による船底の清掃をはじめとする船体の手入れ、各部の点検・整備等を実施しています。また、関係法令に基づき中間検査・定期検査を受けています。

②維持管理・修繕・更新等

不具合や故障が発生した場合は、優先度等を考慮し適宜修繕を行い、機能の維持に努めます。更新に関しては、大島架橋開通後の取扱いが確定していないことから未定です。

③安全確保

各種点検結果に基づき、速やかな修繕等に取り組みます。また、危険性が認められた場合には、他の船舶を依頼する等、地域住民及び乗務職員の安全確保を最優先します。

④耐震化

—

⑤長寿命化

今後も各種点検・検査を継続するとともに、船体構造や用途に応じた目標耐用年数を設定し、船体・機関等の各部位や設備の耐用年数を考慮しながら、保全計画に基づき長寿命化を推進します。

⑥統合や廃止

大島架橋供用開始後の取扱いについては、現在検討中です。

⑦管理体制

日常管理や修繕等の管理については、運航する船舶免許保有職員が行います。年1回の上架整備については専門業者に依頼しますが、その管理は消防で行います。地域住民の生命に関わる重要な船舶であることから、今後も各種点検等を継続し適切に管理しますが、計画的かつ総合的な管理は消防本部警防課を中心に、大島出張所と連携して実施します。

【大分類・インフラ等】

中分類	台数
消防設備 (消防車両)	41

現状 ・ 課題	<p>◎現状： 緊急車両・非緊急車両を合わせ38台の車両と、1台の小型自動二輪車、2台の原動機付自転車を保有しています。うち緊急消防援助隊登録車両は8台、またポンプ車・救急車それぞれ1台ずつの予備車を含み、点検・整備時等にも防災や各種災害対応に支障をきたさない態勢とします。</p> <p>◎課題： 自前で購入したものだけではなく、東日本大震災に伴う支援として寄贈を受けた車両・二輪車等もあり、これらの中には経年劣化が進んでいるものもあります。また、消防ポンプ自動車等に関しては、近年大型化・高機能化が進んでいますが、今後も消防需要に応じた必要な水準の車両配置を図って行く必要があります。</p>
---------------	--

①点検・診断

運転・運用を担当する機関員及び他の隊員による仕業点検等の点検を毎日2回実施するとともに、週2回の細密点検も実施している他、随時訓練をおこない機能や状況を点検・診断しています。道路運送車両法に基づく法定点検も全車両実施しています。

②維持管理・修繕・更新等

各種点検の他、車両によっては専門業者による定期的なオーバーホールを実施し維持管理を行っています。不具合や故障が発生した場合は、適宜修繕を実施します。更新に関しては整備計画に基づき行っており、ポンプ車15年、救急車10年、特殊車両20年を目安としていますが、走行距離や腐食の状況等から総合的に判断し、優先度を決定します。

③安全確保

各種点検結果等に基づき、速やかな修繕に取り組みます。また、危険性が認められた場合には予備車両による運用を行うなど、安全確保を最優先します。

④耐震化

—

⑤長寿命化

今後も各種点検等を継続するとともに、車種ごとの耐用年数を念頭に、車両ごとに適切な管理を行い、車体や機関等の各部位や設備の保全に努め、長寿命化を推進します。

⑥統合や廃止

住民の生命、身体及び財産を保護するという消防の目的上、消防車両の統合・廃止については特に慎重に判断する必要があります。今後、将来人口の見通しや管内の道路状況に基づく消防需要、車両の老朽化の状況等を踏まえ、構成市町と協議しながら総合的に判断するとともに、地域の消防機能の維持・向上を図ります。

⑦管理体制

今後も点検等を継続し、適正な管理に努めます。計画的かつ総合的な管理は、消防本部警防課を中心に、各署所が連携して実施します。

2. 社会教育施設等類型

【大分類・社会教育系施設】

中分類	施設数	延床面積 (㎡)
博物館等 (リアス・アーク美術館)	1施設	4,601.2
現状・課題	<p>◎現状： 竣工から24年を経過する施設であり建物の各所に経年劣化、老朽化が見られます。一般的な建築とは異なり、様々な素材が組み合わせられた建築構造のため、劣化、老朽化には部所により時差が生じています。また、空調機器類や電気等の設備の一部は耐用年数が超過しており、計画的な改修を行う時期を迎えています。</p> <p>◎課題： 不具合が生ずる前に優先順位を考慮のうえ、計画的に対処する必要がありますが、一定期間の休館を必要とすることも想定されます。</p>	

①点検・診断

経年劣化、老朽化に加え震災等による被害箇所の時間経過による変化など、建築そのものの耐久性、安全性に関する診断を行います。また、日常点検、委託業者による定期点検、臨時点検、診断に取り組みます。

②維持管理・修繕・更新等

不具合や故障が発生した場合には、適宜補修に取り組みます。また、保守点検業者からの点検結果に基づき、指導・指摘等があった場合には、優先度・危険度を判断し修繕等の実施に取り組みます。

③安全確保

点検・診断等の結果に基づき、速やかに補修に取り組みます。また、危険性が認められた場合には来館者の安全確保を最優先するとともに、施設が安定的に稼働するように努めます。

④耐震化

平成6年竣工の当館は、建築基準法に基づく現行の耐震基準は満たしているが、特殊な建築構造であるため、震災等による影響が懸念されることから建物診断等の実施を検討します。

⑤長寿命化

適切な管理体制のもと、施設や設備の老朽化状況を把握し、長寿命化に向けて修繕等を実施し、更新等を検討します。

⑥統合や廃止

美術館については、圏域の博物館（教育施設）としての管理体制を維持します。

⑦管理体制

広域行政事務組合教育委員会の所管施設として、管理体制の維持、強化に努めます。

第5章 個別施設計画の策定について

1. 個別施設計画について

各インフラ管理者は、本計画に基づく個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画として、平成32(2020)年度末までに「個別施設計画」を策定することとされています。

国はこの支援策の一つとして、各インフラ所管省庁からの「個別施設計画の策定のためのマニュアル・ガイドライン等（平成29年5月31日時点）」を公表しました。

当組合では、現時点での知見や蓄積情報が限定的であり、また、計画の精度をより高めるためには専門的な技術やノウハウを有する点検・診断・評価などが必要になることから、今後、関係規定に基づき各所管省庁が示したマニュアル・ガイドライン等を参照としながら順次、策定するものとします。